令和５年度福島県特定原子力施設地域振興交付金事業大玉村産米ブランド化構想策定業務委託

一般公募型プロポーザル実施要領

福島県　大玉村

１　目的

この要領は、大玉村産米ブランド化構想策定業務委託の実施者選定にあたり、大玉村産米が持つ魅力や価値を磨き上げることで、消費者や生産者などすべての関係者が感じるブランドの対する安心感と信頼感を創出し、大玉村産米のブランド力を強化するため、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績等を活用し、複数の事業者から企画提案を求めるものである。

２　プロポーザルの形式

このプロポーザルは、一般公募型プロポーザルとする。提案書のプレゼンテーションは求めず、審査委員が審査会において提案書を精査し決定する。なお、提案書の詳細についての聞き取りを事業者に対し行う場合がある。

３　参加要件

（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない事業者。

（２） 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない事業者

（３） 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75条）、会社法（平成17年法律第86号）の各法に基づく手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。

（４） 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該事業の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。

４　業務概要

1. 業 務 名　令和５年度福島県特定原子力施設地域振興交付金事業

大玉村産米ブランド化構想策定業務委託

（２）業務内容　 別紙仕様書のとおり

（３）履行期限　 令和６年 １月３１日

（４）発 注 者　 大玉村

５　プロポーザル実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 1. プロポーザル一般公募開始
 | 令和５年５月　１日（月） |
| 1. 提案に対する質疑の受付
 | 令和５年５月２２日（月）12:00まで |
| 1. 質疑に対する回答
 | 令和５年５月２３日（火） |
| 1. 提案書の提出締切
 | 令和５年５月２６日（金）正午必着 |
| 1. 審査会
 | 令和５年５月３１日（水） |
| 1. 受託者決定・審査結果通知
 | 令和５年６月　１日（木） |

※日程は変更となる場合があります

６　提案に関する質疑の受付・回答

提案に関して質疑がある場合は、質問書（別紙様式）を作成し、期日までに提出すること。

【受付期限】　令和５年５月２２日　１５時まで

【提出方法】　ＦＡＸ及び電子メールによる

【回 答 日】　令和５年５月２３日

【回答方法】　質問書に対し、電子メールにて回答するものとする

【提 出 先】　大玉村役場産業建設部産業課

電話番号：０２４３－２４－８１０７（直通）

FAX番号：０２４３－４８－４４４８

電子メール：sangyoka@vill.otama.fukushima.jp

７　提案書の提出

【提出期限】　令和５年５月２６日　正午必着

【提出書類】　①提案書「任意様式・A４版左綴じ」両面印刷可５部

②見積書（任意様式）

【提出方法】　持参又は郵送（郵送の場合は期限までに必着とします）

【提 出 先】　「６提案に関する質疑の受付・回答」に同じ

【そ の 他】

・提出できる案件は、参加者１社につき１案とする。また、提案書の作成に係る費用は事業者の負担とする。なお、提案書の返却は行わない。

・提案書には、成果品完成までの日程を記載すること。

・提出した提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、本事業の範囲において大玉村が必要と認めるときは、無償で使用できるものとする。

・本事業に係る情報公開請求があった場合は、大玉村情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

８　審査方法等

（１） 審査方法

大玉村が選出した審査委員において、提案書の提案内容により技術点を決定し、見積書により算出された価格点との総合評価により、最も優れていると判断される提案を行った者を最優秀者として、次いで優れていると判断される提案を行った者を次点者として選定する。

（２） 評価方法等

価格項目と技術項目を設定し、価格点２０点、技術点８０点の配分での採点とする。

（３） 提案者の失格事項等

① 次に該当する者は失格とする。

ア　本村職員に対して直接的又は間接的に本事業に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

② 提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

ア　提出方法が本要領に適合しないもの

イ　記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

ウ　虚偽の内容が記載されているもの

エ　記載内容が本要領に適合しないもの

なお、失格事項に該当すると確認された提案者に対しては、書面にて通知する。

９　審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた者すべてに対し、プロポーザル審査結果通知書により通知する。

１０　業務委託契約

（１） 審査の結果特定された最優秀者を、随意契約の見積書徴収の相手方とする。

（２） 最優秀者が契約を辞退した場合は、次点者を見積書徴収の相手方とする。